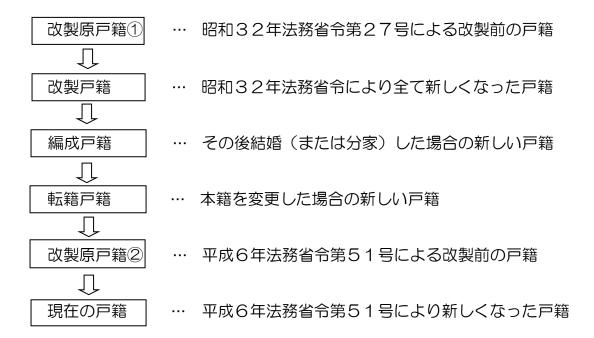
## 戸籍謄本請求時について

相続手続に関する戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、本紙をご持参のうえ、役所の住民課等のご担当者に「相続手続のために必要です」と申し添えてください。

## 【 戸籍ご担当の方へ 】

預金の相続手続を行うにあたり、相続人の方から次の書類を当組合に提出いただくよう お願いしております。

- 1. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本
- 2. 被相続人の死亡がわかる戸籍等
  - ※ 戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」などの文言がある場合は、戸籍謄本 が新しくなっているので、更にそれ以前の戸籍謄本をお願いします。



※ 相続人の方に漏れなくご用意していただくため、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

長崎三菱信用組合 経営管理本部 TEL 095 - 861 - 4161